

「經濟部による産業廃棄物のリサイクルに関する管理方法」一部条文改正草案の予告

2020年9月11日に制定、公告された「經濟部再生利用之再生資源項目及規範(經濟部によるリサイクルに関する再生可能資源項目及び規範)」に対応し、リサイクルルート拡大、リサイクル手続きの簡略化及びリサイクル製品の流れの追跡強化を行うために、經濟部は、「經濟部事業廢棄物再利用管理弁法(經濟部による産業廢棄物のリサイクルに関する管理方法、以下「本方法」という。)」について、全面的な改正を検討しており、**2021年2月26日に本方法の改正草案を予告し、予告の終了日を2021年5月3日と定めた。**各方面に意見を求め、検討を重ねたうえの最終的な立案が待たれる。弊所は、今回公告された改正条文の重点について、以下の通りまとめた。

(一) 手続き及び行政コストの簡略化

(1) リサイクル方式についての追加

リサイクル管理に一貫性を持たせ、及びリサイクル手続きの簡略化のために、本方法改正草案第3条第1項第2号に「その他目的事業の中央主務機關が直接リサイクルすることができると規定した産業廢棄物は、規定された管理方式の内容に基づき直接リサイクルを行うことができる。」、同第3号に「その他目的事業の中央主務機關が一般的なケースとしてリサイクルを許可した産業廢棄物は、そのリサイクル許可書に記載された内容に基づき直接リサイクルを行うことができる。」と明定している。

(2) 一般的なケースにおける手続きの簡略化

産業廢棄物の排出元について、産業廢棄物の運搬伝票から、一般的なケースとしてリサイクルの許可を得ている機構が回収したとの調べがつくため、これによって廢棄物の排出元と許可書の適合性を把握することができることから、契約書を經濟部の審査に送る必要性が少なくなっている。ゆえに、本方法改正草案第12条において、一般的なケースにおけるリサイクル契約書についての規定を、従来の審査に備え送付するものから自身で適切に保管するように改正することにより、政府機關及び業者

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

双方の行政コストを減らすとしている。

- (3) リサイクル許可の年数制限における部分緩和
資源再生産業の発展の奨励及び促進を前提に、リサイクル手続き及び行政コストを簡略化させるため、本方法改正草案第 1 項にリサイクル許可を与える年数の期限を 5 年までとするただし書き規定を追加した¹。
- (4) 機関運営の柔軟性向上
現行条文に基づき、リサイクル後の産業廃棄物処理方式については、なおも「廃棄物処理法」の規定に従い取り扱わなければならない。かつ、經濟部工業局は、事業廃棄物運搬伝票の申告書類によって、実際の処理方法を把握することができる。ゆえに、機関運営の柔軟性を向上させるために、現行条文第 15 条第 1 項第 7 号を第 16 条に移動し、事前認可を事後審査とする調整を行った。

(二) 契約書規範の強化

- (1) リサイクル機構に対し、業務への従事前契約書を締結するよう協力を促すほか、立法の趣旨が規定に反映されるように、契約の締結について、本方法改正草案第 18 条第 1 項に「事業機構は、清掃及びリサイクルを委託するときは、各別に清掃機構及びリサイクル機構と契約書を締結し、又は三者による契約書を共同で締結しなければならない。リサイクル機構及び清掃機構が契約書を締結しない場合、廃棄物のリサイクル及びリサイクル前の清掃作業の委託を受けてはならない。」と定めた。
- (2) リサイクル機構において、回収する産業廃棄物の排出元について、事前に合法性を確認できるように、本方法改正草案第 18 条第 3 項に契約書に記載すべき事項について、「排出元となった業種、製造過程」を追加した。

¹本方法修正草案第 13 条第 1 項

本方法において、認可し発した許可書の許可期限は、3 年に限る。ただし、次に掲げる各号の一つに合致する場合は、その許可期限は、5 年とすることができる。1. 産業廃棄物が再利用工程を経て元の効用を回復した場合、2. 再利用商品がレアメタル（金、銀、パラジウム、プラチナ、イリジウム、ロジウム、オスミウム、ルテニウム、インジウム、ガリウム）である。3. 再利用製品が前号以外の 90%以上の純度の単一金属であるうえ、再利用製造工程において派生した固体廃棄物の排出量が産業廃棄物の総投入量の 20%を下回るものとする。ただし、再利用に液体産業廃棄物を投入する場合、派生廃棄物排出量の制限を受けない。4. 再利用製品が商品検査法第 3 条に公告する規定に基づき検査を処理すべき製品、5.再利用製品にすでに本部が資源再生グリーン商品証書を授けた。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(三) リサイクル機構における処理能力の確保

リサイクル管理の強化及びリサイクル機構がリサイクルに係わる処理能力を維持できるようにするため、経済部がリサイクル機構に廃棄物の工場への受け入れ停止を命じる要件、及び期限を定めて改善する要件を改正した。そのため、本方法改正草案第 25 条第 1 項第 2 号の規定に「又はその設備が正常に操作できない」、また同項第 4 号に「リサイクル手続きの産出物について、附表の管理方式又は許可書の内容に基づき検査を行わない、又は検査結果がその規範に合致しない」を追加修正した。

(四) 法規に合わせた改正

- (1) すでにコバルトマンガン化合物沈殿物及び石くずを再生資源項目として明定した「経済部によるリサイクルに関する再生可能資源項目及び規範」に対応し、本方法改正草案附表中の「番号 7、石材廃棄物（板、塊）」及び「番号 22、廃コバルトマンガン触媒」について、リサイクルの種類及び管理方式から削除した。
- (2) リサイクルルートの拡大、リサイクル運営管理の強化のために、及び「公共工程施工綱要規範使用及編修應注意事項（公共工事の施行綱要における使用規範及び注意すべき編集事項）」について、2020 年 6 月 15 日に「公共工程共通性工項施工綱要規範使用及編修應注意事項（公共工事の共通施行項目の施行綱要における使用規範及び注意すべき編集事項）」として改正されたのに合わせ、本方法改正草案附表中の計 21 項のリサイクル管理方式規定を改正した。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。